

令和3年（行ウ）第15号 怠る事実の違法確認請求等住民訴訟事件

原告 金城 ミツ子 外7名

被告 沖縄県知事玉城康裕

補助参加人 一般財団法人沖縄美ら島財団

第7 準備書面

令和6年10月15日

那覇地方裁判所民事第2部 御中

補助参加人訴訟代理人

弁護士 与世田 兼 稔



第1 認否について

1 原告ら準備書面10の第1の主張は不知乃至争う。同2の各主張については、いずれも知らない。

2 同書面第2の主張中、

1の主張は争う。

2の主張は争う。

3の主張は争う。

4の主張は争う。

5の主張は争う。

6の主張は争う。

7の主張は争う。

3 同書面第3の

1の主張中、

(1) は否認乃至争い、

(2) は争う。

2の主張は争う。

3の主張は争う。

4の主張は争う。

第2 反論について

1 はじめに

補助参加人は、原告ら準備書面10の「補助参加人の問題点と責任（注意義務違反・過失）の点について、既に反論済みではあると思料しているが、改めて本書面主張に対応して反論する。

2 出火原因を作った補助参加人の運営管理上の過失

(1) LED 照明灯とコードの設置と運用に関する過失主張に対する反論について

延長コードの安全対策についてであるが、補助参加人は、「毎日（1日4回）の巡回時に目視チェックをし、清掃、そして緩みなどを直していた。また、正殿内の混雑を避けるため、消防計画に定める収容人数に基づき入場制限を行っていた。

延長コードの設置場所は、補助参加人第2準備書面別紙「正殿内の動線および、分電盤、LED照明、延長コード等の設置位置」図のとおり、来園者の主要動線から外れている。また同箇所の動線は車椅子の通行はなく、防炎のカーペット敷きで、来園者は靴を脱いで観覧することから、コードに過剰な踏圧はかからないようになっていた。

工法についてであるが、正殿が木造復元建物のため、建造物に傷つけないよう配慮する必要があったことから、金属管には収納せず、壁際を這わすこととしたものである（補助参加人第2準備書面：丙第1号証：正殿内の動線および、分電盤、LED照明、延長コード等の設置位置：丙第2号証；正殿LED照明器具設置状況：丙第3号証；管理日誌）。

(2) 次に、LED 照明灯の電源管理についてであるが、LED スタンド及び送風機は、使用後または閉館時に電源を切る運用としていた。この点、原告は「分電盤の後付けコンセントに接続していたプラグを抜いて電源を落とす」ことがルールであるかのような主張をしているが、このような管理ルールの定めはなかった。なお、「24時間の通電によって皮膜の劣化な

いしショートが予見しえた」との主張を前提とする「電源管理を適正に行わなかった過失」の主張についても理由がない（補助参加人第2準備書面）。

3 早期発見に係る設備の不十分に関する問題点と過失

原告らは、「分電盤室のあった正殿1階に煙センサーが設置されていなかったことは重大な設計上の過失である」と断じ、補助参加人には、「煙センサーの設置不備にかかる防火上の不十分について委託先に報告し、煙センサーの設置に向けた設備の改善をなしえたにもかかわらず、これを怠った過失がある」と主張する。

しかしながら、「設計上の過失」があるとの証明は全くなされておらず、かつ補助参加人において、原告指摘の「設計上の過失」があるとの予見は全く不可能であったから、この点についての過失があるとの原告ら主張は失当である。

なお、正殿を含む全ての建築物に消防法の適用があり（乙9、61頁及び62頁）、いずれの建築物も消防設備等の面で消防法の基準を満たしていた（乙9、33頁及び34頁）。また、首里城公園の「設備の設置や更新は国が行うことになっており、補助参加人が自ら防火対策用の設備を設置する立場になく、原告らの主張には理由がない（沖縄県答弁書 R3.11.9:乙第9号証：首里城火災に関する再発防止策等報告書 P33, 34, 46, 48, 61, 62)。

4 初期消火に失敗し、瞬く間に大火に至ってしまった過程における補助参加人の火災対応の不手際に関する問題点と過失

- (1) 原告らは、「①防火対応の警備員はシャッターの開け放しによる火災拡大の危険を十二分に知らなかったものと思われる。そのことは警備員自身の職務上の過失であり、かつ、補助参加人による教育指導の不十分であり（義務づけられている防火訓練の不足を含む。そのことは②防犯センサーが鳴動した際、1人で現場に向かっていることから明らかである。）、補助参加人も過失責任を免れない」と主張する。

しかしながら、①当該警備員は初期消火活動後にシャッター閉鎖を試みている【再発防止策等報告書 警備員・監視員時系列行動一覧表 抜

粹】。②火災発生当初、人感センサーが発報したことから、不審者侵入を想定した対応をとっており、1人は発報場所へ急行、1人はカメラ監視を行っていた【首里城火災に関する再発防止策等報告書 警備員・監視員時系列行動一覧表】。

- (2) 原告らは、「その他、セコムに対する連絡を含め、警備員らによる初期消火活動における対応が不十分であったことは否定できない。これらは①警備員らの職務上の過失であり、その指導・教育・訓練を怠っていた補助参加人の過失である」と主張している。

しかし、「補助参加人は首里城公園の防火管理者として消防法に則り消防訓練を実施している。火災時対応を行った警備員・監視員も補助参加人主催の消防訓練に参加しており、指導・教育・訓練を怠っていた事実はない」から、補助参加人には、この点についても過失はない（沖縄県答弁書 R3. 11. 9；乙第9号証；首里城火災に関する再発防止策等報告書 P123）。

5 消防車の消火活動に関する問題点及び過失

原告らは、「消防車が到着し、ようやく放水による消火活動が行われたが、わずか十数分で水量が低下し、放水が中断」した。この「消火・防火水槽の貯水量不足は、管理者たる補助参加人の責任であり、これを怠った過失がある。」と主張する。

しかし、この点についてであるが、「消火・防火水槽については、消防法に則り年2回の法定点検及び消防への報告も行っており、指摘事項はない。また、貯水量不足に関する指摘もない」。

よって、補助参加人には、消火活動時の水量不足について注意義務違反となる事実はない。

以上